

北開局建産第1352号
令和6年12月19日

株式会社 フォース
代表取締役 尾池 貴之 殿

北海道開発局長 坂場 武彦



一般建設業の許可について（通知）

令和6年9月2日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、北海道知事に係る許可については、建設業法第9条第1項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許可番号 国土交通大臣許可（般－6）第29419号

許可の有効期間 令和6年12月19日から令和11年12月18日まで

建設業の種類

土木工事業

とび・土工工事業

注）許可の更新申請を行う場合の書類提出期限；令和11年11月18日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）